田障第　　１０８号

令和２年４月２０日

障害福祉サービス　法人・団体等　各位

田辺市長 真　砂　充　敏

（公 印 省 略）

新型コロナウィルスへの対応に伴う障害福祉サービス等の取扱いについて

平素は、田辺市障害福祉業務につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市においても新型コロナウィルスの感染者が確認されたことを受け、各障害福祉サービス提供法人・団体等の皆様には、なお一層の新型コロナウィルス感染症拡大防止に向け、感染症対策マニュアル等に基づき取り組んで頂いているところと存じます。

令和２年４月９日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「新型コロナウィルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第４報）」において、障害福祉サービス等の提供の継続性の観点から、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能となっています。

○利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村

が認める場合

新型コロナウィルス感染症拡大防止に伴い、県又は市からの休業の要請を受けて休業している場合や、自主的に休業することとした場合であっても、障害福祉サービス事業等において、電話等によるできる限りの支援の提供を行ったと認められる場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とします。

○在宅でのサービス提供（支援）を行う際、事前に別に定める在宅支援に係る届出書の提出をお願い

　いたします。なお、支援後は在宅支援実績報告書を毎月提出してください。

　様式は近日中に田辺市HP内の障害福祉室のページに掲載いたします。

（報告の流れ）

①在宅支援開始前に在宅支援に係る届出書（様式１）を提出

②在宅支援を行った月毎に在宅支援実績報告書（様式２）を提出

本取扱いは、当面の間の適用することとし、今後の国の情勢等を踏まえ、変更等があった場合には、随時通知にてお知らせ致します。

お問い合わせ　田辺市保健福祉部やすらぎ対策課障害福祉室　電話26-4902